# 成年後見制度について 〜概要と課題〜

平成27年1月31日(土)/桑名市 弁護士 熊 田 均 FAX(052)961-8624

# 私の立場

- 1 東海3県のいくつかの成年後見センター(支援センター)に関わっている立場から・・・法人後見・市民後見(社協型・NPO型・地域連携型・一般社団型)
- 2 日本弁護士連合会 高齢者・障害者の権利に関す る委員会の**委員長**の立場から
- 3 専門職後見人等として**20数件**程度(現在の実働10 数件)に就任している立場から

# 成年後見制度とは?

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断 能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財 産を管理したり、介護などのサービスや施設への入 所に関する契約を結んだりする必要があっても、自 分でこれらのことをするのが難しい場合があります。 また、自分に不利益な契約であってもよく判断がで きずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう おそれもあります。このような判断能力の不十分な 方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

(法務省パンフレットより)

# 今日お話する内容

- 1 成年後見制度の背景
- 2 成年後見制度の体系
- 3 成年後見制度の利用状況
- 4 ある消費者被害の実例
- 5 成年後見制度の課題
- 6 成年後見制度の受け皿について

# 成年後見制度の背景

- ~弁護士が法律相談の中で感じるもの~
- ①障がい者を支える親族の高齢化
- ②障がい者に対する消費者被害の増大 ~施設から在宅へ
- ③障がい者福祉サービスが契約化されたことによる「判断能力の要求」と、それが困難な現実

# 成年後見制度の体系

<u>法定後見・・・・</u>判断能力が衰えてからの 対処方法

- 後見類型(重度の認知症)
- 保佐類型(中度の認知症) 補助類型(軽度の認知症)

任意後見・・・・ 判断能力が衰える前からの 対処方法

# 後見制度を利用する場面

本人(女性)は重度の認知症で、物事の理解が全くできない状況です。配偶者が亡くなって、配偶者名義の預金や土地の名義を本人に変えたいのですが、本人は理解できません。

→後見人を選任し、後見人が本人に代わって、銀行の名義変更や司法書士に登記手続を依頼する。

# 保佐制度を利用する場面

本人(男性)は中度の認知症で、挨拶ぐらいはできるのですが、物事の理解はできません。 この度、在宅生活が困難になり施設入所が決まりました。今後の費用の捻出のため、自宅を売却する必要がありますが、本人は理解できません。

→保佐人を選任し、保佐人が代理人と なって本人に代わり自宅を売却する。

# 補助制度を利用する場面

本人は、軽い認知症。スーパーやコンビニで日常生活品を買うことはできます。ただ、 先日、訪問販売で30万円もする健康食品 1年分を購入してしまいました。頼まれる と断れず、今後またこのようなことがあっ たら困ります。

→補助人を選任してもらい、特定の取引、 例えば金20万円以上については、補助 人に取消をしてもらう権限を付与する。

# 3つの類型の違い

手元の添付資料で説明します。

## 利用方法

- 1 申立 (被後見人が居住する場所を管轄する家庭裁判所)
- 2 受理・調査・・・調査官や書記官による調査 (鑑定により類型の決定)
- 3 裁判所による宣告
- 4 登記

そして活動開始!

# 成年後見人の業務内容

#### (1)財産管理

- ①就任直後 …「財産目録」「後見計画書」の作成
- ②日々の業務 … 財産の保全と管理、金銭出納など (預貯金の管理、不動産の処分、遺産分割、賃貸借契約など)

#### (2)身上監護方法の決定

- → 純粋な事実行為は行わない (例:車いすを押す、オムツを交換するなど)
- ①入所契約・入院契約・アパート契約 (手術の同意権はない)
- ②施設等の入退所、処遇の監視・異議申立等に関する事項

# 成年後見人の義務

### 「本人の意思の尊重義務」と 「本人の身上への配慮義務」

#### 民法858条

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

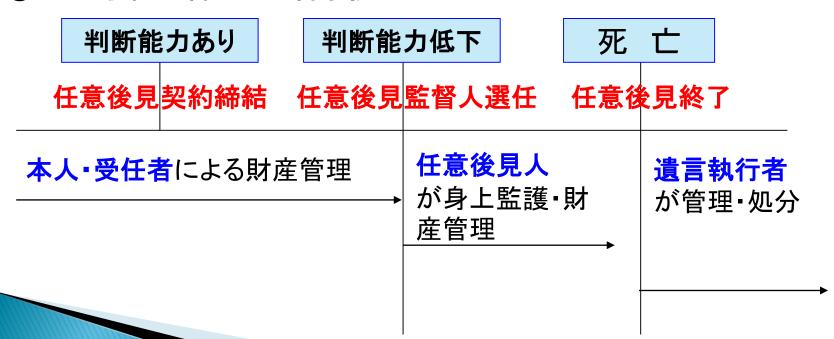
### 成年後見人の義務の意味

- (1)「本人の意思の尊重義務」
  - •••本人の自己決定を尊重する
    - ・・・・・・・・・・本人の自己決定重視
- (2)「本人の身上への配慮義務」
  - •••本人の状況をふまえて後見人らが決定する。

⇒この相矛盾する両者のバランスの下 で活動を行っていく必要性

### 任意後見(認知症になる前の対処方法)

- ① 任意後見契約(本人と任意後見人との委任契約)の締結
  - 家庭裁判所による任意後見監督人の選任を停止条件とする公正証書による契約。
    - →適法かつ有効な契約の締結及びその確実な立証を確保するため。
- ② 任意後見監督人の選任
- ③ 任意後見監督人の監督事務など



### (質問)成年後見制度はそれなりの財産が ある人が使う制度ですか?①

- (1)平成12年の現制度の最初の頃はこのようなイメージがあったことは確かです。
  - •••ここに行政はかかわる必要はないとのイメージ
- (2)しかし、
  - ①契約ー福祉サービスが契約になったことで「契約締結能力」のない認知症・障がい者の人はどうするのか? 身体的虐待を受けている人が入所するためには? \*\*\*ケアマネ契約、入所契約
  - ②預貯金一本人の意思確認が厳しくなる中で、意思確認が 表明できない認知症・障がい者の人はどうするの か?
    - ・・相続人になった場合、銀行預金の出し入れ

#### (質問)成年後見制度はそれなりの財産が ある人が使う制度ですか?②

③年金一認知症高齢者・障がい者が、その年金の管理ができず在宅生活ができなくなってしまったらどうするのか?

#### <u>・・大きな預金ではなく年金管理だけのために</u>

- ④消費者被害ー例えば、第三者にそそのかされて年金担保融資をさせられた認知症高齢者・障がい者の救済はどうするのか?
- ⑤虐待一家族や第三者が認知症高齢者・障がい者の年金 を管理してしまって本人が福祉サービスを使えない 場合、どうするのか?

<u>• • 経済的虐待対応</u>

### 財産のある人だけの制度ではなく、

### 高齢者や障がい者の 「生活支援」のための制度である

⇒そうであれば、地域や行政 がかかわることも必要

#### (質問)今までも成年後見制度を使わずに地域 で何とかやってこれたのですが…?

- 1. コンプライアンス社会となってきていること
  - •••判断能力のない人とは「契約」しない?
    - •••福祉サービス契約・銀行からの出入金
- 核家族化・少子化に加え、必要と思われる 人の絶対数が増えてきていること
  - \*\*\*後見爆発社会の到来の予感
    - ・・・準備が必要?

# 成年後見制度の利用状況① (平成25年1月~12月のデータ)

- ①件数(総数-34,548件)(任意後見-716件) ~後見28,040件•保佐4,510件•補助1,282件
- ②審理期間-申立から決定まで2ケ月以内約80%
- ③申立人一親族が85%強、市町村長申立が全国で 5,046件
- ④利用者の性別·年齢-男性4割,女性6割 男性-80歳以上35%,70代24% 女性-80歳以上63%,70代20%
  - →毎年、高齢化が進む

### 成年後見制度の利用状況② (平成25年1月~12月のデータ)

- ⑤申立の動機一・財産管理処分 28,108件
  - ·不動産処分 6,649件
  - ·介護保険契約 12, 162件
  - •身上監護のため 7,997件
  - -訴訟手続 1,845件
- ⑥鑑定一・鑑定省略9割弱・鑑定期間1ケ月以内が6割弱 ・鑑定費用5万円以下67%、5~10万円30%
- ⑦後見人等一親族42.2%、第三者57.8%(内訳:弁護士3割,司法書士4割弱,社会福祉士3割弱)

### 平成25年の統計から見た傾向

(1)わずかではあるが、申立件数は減った

(2)鑑定割合が少し増えた

(3)第三者後見率がますます進んだ

(4)平成25年12月末日の累計的な利用者 実数は、17万6564件

# 第三者後見に関する全国と東海3県の統計

#### (1)全国統計 (単位 %)

	第三者 後見人 選任率	弁護士	司法書士	社会 福祉士	社会 福祉 協議会	税理士	行政 書士	精神 保健 福祉士	市民後見人	その他 法人	その他 個人
全国	57. 8	17. 6	21. 9	10.0	1. 7	0. 2	2. 6	0. 1	0. 5	2. 9	0. 4
名古屋	47. 2				1. 1				0. 2	6. 5	
津	62. 0				4. 8				0. 5	0. 2	
岐阜	50. 4				0. 7				0.0	11.0	

# ある高齢者の事例①

子どももいなく、会社を退職してからもデパート等でウィンドウショッピングをするのが好き。

そこで知り合った店員に優しくされて、一緒に 買い物に行くようになった。

# ある高齢者の事例②

一定の財産はあるが、一人住まいで老後が不安。銀行に預けていても利息はつかないし。

•••投資を勧められたが•••

### 障がい者のための成年後見制度利用例

- 1 親族が年金を管理しているが、福祉サービスの利用 料が支払われない?
  - →本人の年金を管理する人(後見人等)を選任してもらい、管理を親族から後見人等に移す。
- 2 消費者被害に度々あう。過去の被害も回復したい
  - →後見人等を選任してもらい、これらの取引を取り消す。 そして後見人等が本人に代わって訴訟を提起する。
- 3 親族が本人に身体的虐待を行っているようだ。
  - →障害者虐待防止法をふまえて、後見の申立等を行い、第三者が後見人となり、親族との分離を踏まえて施設入所を行う。年金は後見人等が管理して、費用を支払う。

# 成年後見制度の現状の評価①

- 1 年々、新規申立数は増加し、年間3万5000件 となり利用は確実に広がりつつある。 (平成12年は9,000件弱であった)
- 2 しかし、利用予定者(予備軍?)は
  - ①認知症高齢者  $280万人+\alpha$
  - ②知的障がい者 55万人弱
  - ③精神障がい者 323万人強 と思われるのに・・・利用者は少ない?

## 成年後見制度の現状の評価②

- 3 例えば、ドイツとの比較をすると
- 4 何故か?・法務省の分析・・
- (1)制度の周知不足
- (2)費用・後見報酬等一の負担が困難
- (3)欠格条項の適用を避けたい
- (4)親族等の援助により、特段の必要性を感じない
- (5)親族間の意見が一致しない

### 課題を通してみる現状

- □障害者権利条約12条に基づく見直し
- □成年後見人等の権限の見直し
- □「意思決定支援」の仕組みと成年後見制度
- □親族後見人の支援のあり方
- □家裁の成年後見監督のあり方
- □行政による後見人の相談・支援機関の設置
- □成年後見人等の担い手の確保
- □市町村長申立制度の抜本的強化
- □後見報酬助成制度の必須事業化と対象拡大
- □後見類型が異常に高率であること

#### (ホットな話題)

#### 障害者の権利条約と成年後見制度について

- 1 昨年12月に国会が議決し、本年2月に「障害者の権利条約」が日本において効力を持つことになった。
  - 障害者基本法の改正・障害者差別解消法の制定等準備はされたのだが・・・
- 2 しかし、成年後見制度関連は未整備
  - (1)行為能力制限について
  - (2)代理・代行権限について
  - (3)必要性の司法による定期審査等

#### (質問)成年後見制度が必要なことは理解しました。 しかし、今の制度に弊害はないのですか?

#### デメリットはあります。

障害者権利条約との関係でもいわれていること

- ①いったん利用するとやめることができません。
- ②必要性や補充性は念頭に置きません。
- ③いくつかの欠格条項もあります。

# しかし、一部不完全な部分があっても利用しなければならない場面があります。

→利用する関係者がその不完全な部分を知った上で「利用」の際に支援方法で工夫することで、相当程度解決できますし、しなければなりません。

### 地域で、まず、考えること

第1 受け皿に向けて

第2 地域での中核組織の位置づけ

### 成年後見制度の必要性の認識

- 1 対象者は、現状でも、将来的にみても、 必要な人は多数に及ぶことは確か
- 2 地元で暮らす住民の多数にとって、「否 応なし」に考えざるを得ない制度である ことは確か~現状の法制度がそのままで いいかはともかくとして

### 第1受け皿論~だれが担うか

親族

専門職

法人

市民

### 一親族後見の限界一

- ●後見人のなり手の問題 ~家族後見から第三者後見へ
- ①少子化・・・子どもがいない
- ②核家族化・・子どもが近くにいない
- ③高齢化・・・高齢独居世帯、高齢夫婦世帯の増加
  - →家族・親族では支えきれない現状
  - ⇒家族・親族が後見人になった場合の「不祥事」事案の増加?適格性のある第三者の方が安全?との裁判所の考え方がある?

### ー専門職後見の限界ー

- (1)専門職後見人は、増加している。成年後見の受け皿として、今後とも役割は大きい。
- (2)限界がある。
  - ①専門職の偏在
  - ②専門職はビジネス的な面が避けられないこと •••報酬付与との関係で限界がある。
  - ③困難事案(色々な要素が錯綜している?)•長期 事案への対応

### 法人後見と市民後見

#### ~いま地域で検討されている受け皿~

- (1)法人後見・・・社会福祉協議会やNPO法人等の中で適格 性のある法人が後見人に就任する。法人が 後見人になることについては、現行法上問 題がない(民法843条4項はこれを前提とし ている)。
- (2)市民後見・・・市民の方が後見制度等の研修を受け、知識・ 倫理観を取得した上で、全くの第三者の後見 人に就任する。後見人になるための法的な 基礎資格はない(民法843条4項は、「後見 人の職業、経歴、利害関係、被後見人の意 見等を考慮の上」選任すると規定する)。

# 法人後見の現在の類型

- **1 社協型 ・・・**(メリット)信頼度・破綻しない組織
  - •••地方にいけばいくほど利益相反がついて回る
- **2 NPO型** ・・・ (メリット) 設立が容易
  - •••千差万別です
- 3 当事者型・・・各種親の会等
  - •••(メリット)当事者に対する理解が深い
  - \*\*\*親の思いがベストインタレストとは言えない?
  - •••質の確保
- 4 専門職団体型 ・・・士業が法人を設立して受任母体を作る

### 第2 地域の中核機関の設置

- (1)親族後見人は、今後とも一定数の割合を占めることは確実
  - ★しかし、「これを支援する(相談する)機関がない」
    - →これが親族後見を減少させている原因にもなっている

- (2) 申立をしたくても手続きが繁雑
  - →これが申立を躊躇させ、普及を遅らせている

### 中核組織の位置づけ

地域では、この中核組織を考えるべき。 機能としては、 前の(1)(2)の他、

- ①法人後見の受け皿機関として
- ②市民後見の養成・支援・監督機関として

⇒以上を合わせもつ中核機関の設計

## まとめ~私見~

- (1)「まぁまぁ」では済まない場面が増えていること
  - ~判断能力がない人の各行為は、困難になってきています

#### コンプライアンス社会

- (2)絶対数を考えること
  - ~地域で暮らすかなりの人が否応なく必要になります

#### 例外ではなく原則後見爆発社会

- (3) 自分のこととして捉えること
  - ~人はかなりの確率で誰もが判断能力がない時期を迎えます。 今支えている人が、支えられる側になります

#### 立場の交代可能性のある社会